
朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和6年6月20日（木曜日）

日 時 令和6年6月20日（木）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
(1) 令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	淵 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午前9時00分開会

○委員長（藤原 正伸君） 皆さん、おはようございます。

これから第6回朝来市議会政治倫理審査会を開会いたします。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程につきましては本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定をいたしました。

それでは、ただいまから令和6年5月1日付審査付託につきまして審査を行います。

前回までの審査で、関係者からの意見、もしくは事情の聴取が終了しております。

某所的という限定がついておるんですけれども、昨年12月定例会の最終日の議事進行についての議長からの確認につきましては、まだ残しておりまして、協議の進行に応じまして設定をしていき

たいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

本日以降は、これまで集めました情報を基に評議を行ってまいります。申立ての事実を認めるかどうかというところの核心的な議論を行っていただきたいというふうに思っております。

この評議は、委員の皆さん全員が対等の立場で議論をしていただきまして、お互いに御自身の御意見を述べていただくとともに、ほかの委員の皆さんの意見をよく聞いていただいて、意見が相違する点については議論を尽くしていただきたいというふうに思っております。

その上で審査請求に理由があるのかどうか、対象議員が政治倫理基準に違反している事実があるかどうか、違反を認めるとして、どういう措置を取るのか、そういうところにつきまして決めていくこととなります。

この評議は、当然のことながら全員一致を目指して行っていくので、先ほど申しましたとおり、相違点についての吟味をしっかり行っていただきたいと思えます。

当然結論を出さないといけないんですので、どうしても意見が一致しない部分につきましては、最終的には多数決という評決をせざるを得ない部分もあろうかとは思いますが、できるだけそういう場面、ないしはそういう領域がないように、なくなるように、相違点についての協議を尽くしていただきたいと思えます。

それでは、早速ですけれども、そのような方針で本日の会議に入っていきたいと思えますが、こまでの進行につきまして、御意見ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） そういう形で。

既にこれまで得られました情報等につきましては、それぞれの委員の皆様にご意見をまとめて準備をしていただくようお願いはしております。

今まで集められた情報を基に、闊達な意見交換、そして討論、評議を行っていただきたいというふうに思います。

それでは初めに、付託の第28号、松井議員の請求によります付託の案件から評議に入りたいと思っております。

既に、資料の整理の段階で、該当箇所については皆さんのほうから指摘をいただいております。中心となりますのは、第15回朝来市議会定例会の会議録の7ページの吉田議員の発言、それから8ページの吉田議員の発言、そして10ページから11ページにかけての吉田議員の発言、ここが基本になると、この発言の評価をしていただくとということになろうかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、7ページの吉田議員の発言につきまして、評議を始めていただきたいと思っております。7ページの部分の発言につきましては、既に問題点の指摘をいただいております。7ページの、当然ながら発言全体の趣旨を見て考えていただくこととなりますけれども、下から2行目のところで、同じ委員さんが1か月を経ずに内容の変更を認める、そして決まったことをほごにしてしまうということは、これは委員の資質もどうなのかと。ここの部分の御指摘をいただいております。

それから、パブリックコメントに関しまして、適正な手順を踏まずに委員会が勝手に決めているという御指摘をいただいております。

8ページの御指摘になっていきます。

7ページの最初に、評価をしていただかないといけません発言については、今までで御指摘いただいた論点といいますか、考えなければいけないポイントは、その2点を指摘いただいております。これに関しまして御意見をいただきたいと思っております。

請求にあります発言があったかどうかということについては、要するに事実の確認ですね、事実の認定については、これはもう既に終了しております、今申し上げましたとおり、この部分がそうだという御指摘は既にいただいております。ですから、発言があったことは事実でございます。その点についての委員会での争いといいますか、異論はないものというふうに考えております。

あとは、これが許される発言なのかどうかという評価の問題になろうかと思っております。それはつまりは条例の解釈の問題ということになろうかと思っております。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 委員の資質もどうかという発言ですけれども、これは後期2年スタートしてから、前委員であった日下委員長、水田議員、それから松井議員は、前の期で決定した産建委員会の内容を後期でもそのまま持っていきたかったということは、議事録を読んで理解できるというふうに思います。

ただ新たな委員となられた方から、いろいろと意見があって、それを委員長も委員会発議は、やはり委員全員が一致しなければならないというようなところで、いろいろ努力されてきたというのは会議録を見ても重々承知しますから、資質もどうかというのは、僕は問題な発言であって、非常に努力されて運営されてきたというのは理解できると思っておりますので、この発言に対しては問題であるというふうに私は思います。

それからパブリックコメントの手続についても、これも委員会のほうで、当局法制担当のほうにも確認して、要はパブリックコメントをかけなくてもいいですよというような、そういう手順を踏んでおられて決定されてますから、このところについても本会議でも委員長が答弁されてますけれども、特段問題はなかったというふうに私は理解しておりますので、適正な手順を踏まずにではなくて、適正な手順を踏まれて提出されたということでもあります。

それから、吉田議員の聞き取りの調査の中で、前文ですね、森下委員、松井委員のほうからということで、前文をつけてほしい。これは朝来市創生の会の会派の提言である、こういうふうにおっしゃったんですけれども、全く、私、朝来市創生の会の代表をしておりますけれども、そのような縛りを設けた記憶もございません。そうした席での発言がそういうふうにあったわけですね。そのときに聞いておられた方は、恐らく、朝来市創生の会がそういう会派の提言をしたのかというふうな印象を持って帰られたと思うんですけど、全くないんですね。

だから、本会議で発言されている、こういった発言が、あたかも真実のように発言されたんではないかなというふうに私は印象を持ちました。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 今は発言の背景に当たる部分について御意見がありました。委員会の交代による委員会の運営が不適であるという指摘があったけれども、そのようには考えられないと。それから、パブリックコメントの手続についても誤りがあるという吉田委員の御発言がありますけれども、それも誤りであると。それと条例案に対しましては、前文の捉え方、意見が会派の意見とされたのも誤りであると。それらの誤った情報が発信されている。そういう背景があるという御指摘でございます。

それらの背景に基づくと、要するに委員の資質もどうかという批判は当たらないという評価だというふうに思いますが、当然のことながら、条例の理解とか、それから手続の理解とか、それから委員会運営の理解とか、それを正しく理解して発言するか、誤解ないしは誤った理解に基づいて発言するかによって、発言の意味合いが大分違ってきますし、評価も違ってくると思っていますので、今御指摘いただいた背景等は、発言を評価するのに重要な要素かなというふうに思います。

今の委員交代前後での委員会の運営のことについてであるとか、パブリックコメントの手続についてであるとか、その辺りのところは、今言いましたような状況からこの審査会としてはどうだったかという評価は、一応しておかなければいけないのかなというふうに考えますが、御意見はございますか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） そういう方向で進めていただいたらいいんですけども、もう少し私のほうで事実関係について幾つか確認したいと思います。

まず、12.25日の議事録に関してでございますが、その中で3ページの32行目で、条例案自体は12月定例会初日ということで、11月30日提案予定で産建委員会の中では全会一致で確認されておったと、こういうふうに述べられておるんですが、これは議事録調べてみますと、事実ではありませんね。議事録の中で事務局長がこのようなことを一部申しておりますけども、正確な議事録の中では、これは全部申し上げました。こう言ってますよね。

委員長は、5ページです。12月定例会の初日に発議したいが、最悪の場合は中日の発議もあるということですが、いかがでしょうかというふうにお聞きになって、吉田委員が、本人ですよ、中日になることも初日になることも可能性がありますので、次が大事なんです、そこはいいようにしてくださいと、こうあるんです。いいようにしてください。中日でも構いませんよ。こういうふうに締めくくられて、じゃあ、そうしようかとなっているので、私の印象では、委員会全体としては、なるべく11月30日の初日提案でいきたいなど。だけど、そうならない可能性も、中日提案なったりすることもあるので、それは構いませんよというような、そんなニュアンスで委員会は締めくくられておることなので、ここは事実としては正確ではないと思います。

ただし、こういうふうにごうておられますが、前回の弁明の中で、12月初日に発議のこだわったわけじゃないんだと。発議が延びた理由についてこだわっていると、ごうおっしゃったんで、そんなに初日にこだわったわけではないということは、この間で分かりました。ただし、事実ではな

いということは確認したいと思います。

それから2点目ですが、4ページですが、16ページ、ここが大事ですね。これを変更するという手続になると、これはそのときの約束をほごにすると。内容は変わるというか、そういう意味だと。つまりここで変更した。つまり10月24日時点での条例案が、12月25日提案されたときの条例案とは違っている。一部変更されとる。この変更について、3人の委員は、3人というのは、日下、水田、松井さん、前の委員ですか、そのときの約束をほごにしたんだ、こうおっしゃっているんですよ。つまり10月24日の条例案と違う。今回、25日に上程された中身が違う、2点違うんですよ。これは約束をほごにしたんだという、かなり強い批判がここがございますね。これは事実かどうか、約束をほごにしたことに当たるのかどうかということだと思います。

つまり、これはその事実の評価になるんで、変更したという事実を3人の委員がほごというのは、約束をほごにするという意味では、非常に強い非難の言葉ですよ。一度した約束や取決めを守らない。相手を非難する、あるいは信頼関係の損失を招くほどの強い表現です。

したがって、ほごにするということで、信頼や信用を失うリスクが高まるために、非常に否定的な意味合いを持ちます。あなたは約束をほごにした。つまり私との信頼を裏切った。ビジネスでもそうですよね。非常に強い非難になります。

変更は、3人の委員が審議を違反した、約束守る、10月24日の条例案でいくということ約束したにもかかわらず、変わったことについては、その3人の審議違反、つまりほごにしたという強い非難に当たるかどうかと、この評価だと思います。

これは繰り返し言われてますね、同じ24ページで。委員会で全会一致の可決をしたはずだと。何で途中で変わるんだと。何でそれを途中で変わるのはおかしいじゃないか。まして同じ委員が内容の変更を認めるとはどういうことだ。つまり、委員の資質はどうなんだと、こういう避難なんですよ。根本は約束をほごにした、変えた、ここなんです。最も中心はこうですよ。

この間ずっと委員会審議見ました。皆さんの感想も多分同じではないかなと思うんですけども、どうもそうではないですよ。3人の委員は、自分たちが10月24日に決めた内容で、なるべく、しかもその内容で全会一致をいただいて、早い段階で、できたら12月議会の初日、あるいは中日で、スムーズに行きたいなど、こういうふうに非常に努力されてます、ということは非常によく分かりますよ。

前の委員会で終わったことだから、あれはキャラにして、今回、全然全く別の考えでいこうというような、そんな態度はみじんも見られませんね。委員長もそうです。松井委員も水田議員も、その意味では、律儀にその内容でいきたいなということで努力された。これずっと11月27日、12月14日の議事録を見れば、はっきり言えば一目瞭然と言っているくらいに、そういう印象を受けます。

変更されたのは、彼ら3人の責任ではありませんよね。新しい委員、藤本委員、足立委員、浅田委員、特に足立委員の強い意向等によって、原案のままでは賛成できない、異議があるという意見がありましたよね。置き換えるということは明文化しないと、これはとてももたないだろうと。きちんと明文化しなきゃいけないんじゃないかと足立委員の提案があつて、それやこれやいろいろ議

論されて、幾つかの点で全会一致を見るためには、一部の小さな変更もやむなしだなという流れの中で、12月25日の提案内容が一部変わっているということですよ。

しかも、その変わった内容の評価については、これ日下委員長がおっしゃったとおりですよ。軽微な変更なので、パブコメも必要ない程度の変更である。当局でもそういう形で合意している。こういうふうには25日の質疑の中で答弁されております。はっきり答弁されてますよね。ということになるので、これらでほごにしたことによって、つまり約束を審議を裏切るような人は、議員としての資質はないんじゃないかと、こう言われているんですけども、それは多分当たらないと。変更になったことについては、彼らが、つまり3人の議員、松井議員含めて、審議違反で勝手に変えていくことを主導したわけでも何でもありません。委員会の新しい3人の委員が加わった民主的な意見交換、議論の中で、やむを得ざる、そういう意味で言うと変えざるを得なかった。

しかし、議論を尽くした上での限定された時間ではありますけど、それなりの議論をされて変えられたというふうには、この点は、私は見ました。したがって、委員の資質を問われることなど、これっぽっちもないと。問うほうがおかしいと。むしろ感謝すべきじゃないですか。よくきちっと10月24日の原案の中で、できるだけ12月の早い時期に条例提案しようという努力をされた。

律儀さについては、私はむしろ感謝されたほうがいいんじゃないかならうか。資質を問うなどをもってほかの発言だろうと。怒られるのは無理はないと。我々がどれだけ努力したと思っているんだと。感謝してくれてもいいじゃないかというぐらいのお気持ちじゃないでしょうか。議事録見て、そのように私は感じました。これが1点。

まだいいですか。

○委員長（藤原 正伸君） どうぞ続けてください。

○委員（横尾 正信君） これが1点です。

最初の委員の質問と同じで、2点目がパブコメなんですけどね。この事実関係についても、ある程度、この間、意見交換しましたから明らかになっていると思いますが、再度確認します。

これは同じく28ページになりますかね。パブコメについて、結果について公表せずに、変更した内容について、また公表もせずに、勝手に委員会が変えると、こういうふうには言われてます。そして、こうした手続は、私は過去見たことがない。それぐらい大変な違反というか、ルール違反してるんだと、こういうことなんですけども。

結果については公表せず、変更した内容については公表せず、これは誤りかどうか。基本的には、朝来市のパブコメ条例の規定に準じたわけなんですけども、条例7条2項によれば、それは当たらないという、前回は申し上げましたね。

彼は、7条2項を曲解ないしは誤解している。つまり修正した場合は公表しなければいけません。ただしがありますね。ただし、市民のパブコメによる意見によって変更した場合は、その理由等々含めて公表しなければならないとあって、そうでない場合は公表する義務はない。市民のパブコメによる意見を採用して変えた場合のみ公表する義務がある。これは7条2項の解釈です。

これについては、当局法制とも見解は一致しております。時間があれば調整いただいて、見解を

求められてもいいかと思いますが、基本的な解釈はそうなんです。

彼は25日にその条例読み上げました。読み上げたときは、市民の意見に基づいて変更した場合は、ちゃんと読み上げてますが、とあるように、次のところで、そのとこだけきれいに削除しているんですね。修正は公表しなきゃいけない、こういうふうに切り替えちゃう。肝腎なところを切っちゃっているということで、全て公表する義務があるんだと、修正した場合は、というふうにすり替えちゃっている。ここは曲解と言っていいんでしょうか、何と云えばいいんでしょうかね。ここが間違ってます。そこですよ。

それから、もう1点、5ページの10行目ですが、ここも「パブコメをかけた内容が間違っていたということになると」という表現がございますが、これ修正したら、つまり修正する前のパブコメの内容は間違っていたという評価になるのかどうか。私はならないと思います。

つまりこの点で、足立議員が11月27日の議事録おっしゃってます。よりよくしていくためには、若干の修正も必要があるのではないか、こういうふうにおっしゃってますから、勉強不足で間違っていたということではなくて、より勉強して、より研究してより、より調査して、よりよいものにするためには、前回まで気づかなかったけども、ここはさらにこうした方ほういいんじゃないかなろうかという、そういう変更であって、間違っていたから直した、こういう修正ではないということなんです。この変更は非常に積極的に、より新しい委員会が、より前回委員会の成果を受け継いで、さらに研究し調査して、当局とも話し合っ、さらに一歩前にいこうじゃないかという、前向きの変更ですよ。

それを変更したら、議会は間違っている。不適切だ、勉強不足だ、これ誹謗中傷に当たりますよ。そういうことを言っちゃいけないと思います。

議員が努力して、前よりいいものをつくらうとしている。新しい委員が3人加わった。新しい3人の委員の知見で、ここをこうしようじゃないか、提案があったんでしょう。それは勉強不足ですか、前委員の。間違っているんですか。違うでしょう、というようなことがありますので、非常にここは事実とは違うというか、評価はおかしいなと思います。

それから、5点目ですがね、パブコメ手続上、こうしたことが認められると、おかしいと、こういう発言があるんですが、今言いました、こうした変更は、つまり委員会が一部パブコメ後に変更しました。これは手続上、おかしいんだという部分が値するかどうか。先ほど申し上げました、基本的に当たらない。パブコメ手続の後に、パブコメの意見にかかわらず、提案主体者が内容を一部変更するということはあり得ます。当然です。

ですから、パブコメ手続したら一切変更してはいけないなんてことは、どこにも書いてない。一人の勝手な思い込みなんです。なので、こうしたことが認められたら議会にとっては一大事だ。そんなことはありません。ここは間違ってます。評価が間違っている。

同じく、こういう発言ありますね。議会は立法府ですから条例や手続を制定して、なおかつそれを遵守する義務がある。こういうふうに言われているんですけどね。議会は立法府ですから、条例や手続を制定して、なおかつそれを遵守する義務がある。今、産建の委員会が、この時点で遵守し

ようとした規定は、議会独自のものではありません。当局のパブコメ規定の拝借して、準用施設なんです。カッコいいですけどね。実態は拝借して、使って、それに基づいてやっとなら、こういうことなんで、ここはいいでしょうか。議会は立法府、なぜ議会が独自の議会パブコメ規定を持っていないのか。立法府なら本来それをつくるべきなんですよ。

昨日の議運の委員会でも申し上げました。10年前に定数条例でパブコメ取ったときに、このときに準用しました。これは急遽だったもんですから、議会の規定がなかったんで、当局規定を準用しました。しかし、その後、本来なら、こういうこともあるので、議会としてのパブコメ規定を早速制定しておくべきだったんですよ。それをやらずに今日まで来ている。2回、3回と準用でごまかしてると言うと言語弊がありますけど、準用でやってきた。

したがって、議会は立法ですから、遵守する義務がある。あんまり威張れないんですよ。人の規定ですから、自分が立法府で決める権利も義務もあるのに、権利もあるのにやらなかったんです。あまりここは大上段に言えない。議会としてはあまり大口はたたけないところじゃないでしょうか。

それをもって、あなた方は遵守する義務はないんだと、大上段に3人の委員を批判する。これはやっぱり何も何んで情に欠けるといふか、やり過ぎといふか、これは言わんと怒りますよ、これ。人のふんどしで相撲取っちゃってるんですからね。下品な言葉で悪いですけど。自分ところの規定じゃないんですから。

それから、次ですけど、14行目ですが、5ページ、こういう発言がありますよね。当局がパブコメして内容を大幅に変える、もしくは修正を変えるというのをどうなりますか。それを委員会や議会がやるというのは非常におかしい、こういう発言がございます。つまり、事例と挙げときます。当局がパブコメをして内容を大幅に変える、もしくは修正を変えるというのはおかしいじゃないか。それを委員会や議会でやるのはどうなんだ、こういう発言ですが、すり替わってますよね。内容を大幅に変える。誰も変えてませんよ。内容を大幅に変えたものを公表も何もしない。これはおかしい。私ども、そんなんあかんでということをおもいます。大幅に変えたら全然違うもんになっちゃったら、それはちゃんと市民にも公表したりせなあかんがなと思いますが、そんなことじゃないですよ。

したがって、委員会や議会がやる。内容を大幅に変えること、今回、委員会や議会はしてませんよ。これは勝手なでっち上げに近いですよ。そんなもんしてない。それをもって、手続上、問題ありませんか。内容を大幅に変えると。すり替えちゃっている。変えてませんよね。

手続上、問題ありませんかということで、日下委員長に問いかけて、委員長は手続上の問題については何も問題はないと思えますということ、パブコメするしないを含めて、問題はないということ、きちんとして回答されてますから、これはこの1件落ち着いたんだらうと思いましたが、しかし、そうならなかったですね。

松井議員が謝罪要求した後に、もう1回パブコメ問題を持ち出されました。これは委員長の答弁の後ですよ、委員長が問題ないと言った後に、さらに、7ページの15行目です。パブコメ実施規程を見れば一目瞭然だとおっしゃってますね。委員長が問題なしだと。パブコメ上、問題ないとおつ

しゃっているにもかかわらず、23ページで、したがいまして、この修正を行ったときには公表する義務が、理由と内容について説明する義務が発生しています。そこを問うているわけです。こういうふうにおっしゃった。

つまり、先ほども申し上げました。この修正を行ったときには公表する義務がある。ありません。これは事実と違います。先ほど公表する義務があるのは、先ほど言ったとおりで、限定されてます。条件があります。それ以外は公表する義務はございません。今回は、その規定に、つまり市民の意見に基づいて変更した事実はないので、したがって公表する義務はないんです。しかし、彼は、勝手に条例、共同、曲解解釈をして、どんな修正でも、つまり修正を行ったときには公表する義務がある。こういうふうに言い切っているわけで、ここが大きな間違いですよ。彼の曲解と言ってもいいと思います。疑問があるなら、当局呼んで、ここの解釈をお聞きになったらよろしいと思います。ですから、パブコメについて、非常に誤った解釈をした。これは大きいですね。

それから、もう一度、これ補足ですけども、こことあまり関係ありませんが、パブコメとは何か、議会にとってのパブコメとは何かということについては、きちんと一回、議員の合意取っておく必要ありますよ。彼はこの中でこう言ってますよね。このパブコメは、議長名でやっている。つまり議会が責任を持ってるんだと、こういう発言してますね。これは間違いですよ。

委員会が責任を負っているんです。パブコメやったのは委員会です。それ議長名で、委員会までできませんから、議長名でパブコメしてます。しかし、それは議会全体、すなわち産建委員会以外の議員も代表して、パブコメしているわけじゃないんですよ。したがって、パブコメが返ってきて、それに基づいて委員会が内容を変更した条例案をつくったとします。その条例案、議会、発議し、上程します。それに対しては、産建委員会以外の議員は、条例修正案を提出することもできます。否決することもできます。そこを間違えないでください。

ここを間違えているんですね。議長名でやっているから、議会全体であれしてやってるんだから、議員全員がそれに縛られちゃうのか、そんなことはない。これは今日の議題ではありませんから、議運できっちりやらせてもらいますが、間違いしているんです。勝手な解釈しているんですよ。いうことだけ言っておきます。これ2点目です。

3点目もよろしいでしょうか。

もう1点、これも事実関係だけです、今私言っているのはね。評価はあまりしてませんが、これも前回申し上げましたね。丸投げ議員の33行目ですか、ここの条例を改正するかしないかを含めて、正副委員長で御検討ください。こういう発言がありましたというふうにおっしゃってます。8ページの1行目から、議会議員が決議するのに、その条例を改正すべきかどうか、その内容について全権委任をするということはありません。こういうふうにおっしゃっています。

さらに続いて、この条例を改正する内容について、それを委任する、こうおっしゃっています。つまり全編にわたって、今回の事案について、条例の改正であると、こういう解釈です。条例を改正するかしないか。これは間違いです。前回、条例とは何ですかと、昨日、前回の政倫審にお聞きしました。あなたのいう条例とはどれなんですかと。条例案ですという修正がありましたね。者は

言わなかったですけど、修正はありました。つまり今回は条例案の修正問題なんです。条例の改正問題じゃないんですよ。えらい違いですよ。条例の改正は既にある。現行、施行されている条例を改正するんです。しかも改正の場合、大きな改正ですから、小さな改正は条例を改めるという表現ですよ。条例改正はかなり大きいです。

しかし、今回の事件は、委員会が上程しようとしている条例案の修正をめぐる問題です。これを一貫して条例の改正というふうにおっしゃってますから、何か聞いたほうは、条例の改正を丸投げして、それは大きなことである。それはちょっとおかしいんじゃないというふうに思ってしまうんですよ。そうじゃない。条例案の修正なんです。ここを繰り返し繰り返しすり込まれる。すり込むより条例改正、条例改正と言われる。聞いているほうはその気になっちゃいますから、これは間違いでしょうね。

これ、こないだ申し上げました。国会法57条で、条例案の直す場合は、改正とは言いません。修正という表現を使っています。条例案は全て修正です。改正という言葉は絶対使いません。改正は現行の施行されている法令等については改正という、こういう言葉を使いますが。ここを修正を改正に変えて、条例案を条例に変えて、これは意図的かどうか分かりませんが、これは問題ですよ。これだけじゃないでしょう。こういうこと多いですね。ここが問題だろうと思います。

その条例を改正するかしないかを含めて、正副委員長にお願いします。このように松井議員は発言されている。そんなことを議会で許されないんですよと、こうおっしゃった。

これはもう時間がありませんので申し上げますが、11月27日と12月14日の議事録をきちんと精査して読めば、そして松井議員の発言に至る流れを読めば、そんな大きな委託されてませんよ。小さな委任ですよ。大きく内容を変えることもない。しかも両者、当局と委員会の間で合意されている内容を重複している部分を削ったほういいねという合理的な処置と、それから明文化した、これは足立委員の意見だったんですけど、明文化したほうがきちんと担保できるからいいんじゃないですかという、合意している内容を明文化するというだけのことで、その内容もほぼ大体固まっている。その調整をお願いしたいと、こういうふうに松井議員おっしゃってるだけですよ。しかも、4人の議員を代表しておっしゃっているんですよ。

そんなに丸投げして無責任で、そういうふうには、議事録をきっちり読んで、松井議員の発言に至る流れを見れば、そうは言えませんね。むしろ日下委員長が、きっちりやるには1月まで延ばしてもいいんですよとおっしゃいました。それに対して、やっぱり委員は12月発議したいなという思いはおありになったんでしょう。足立委員まで何かそれにこだわっちゃって、12月上程できなかつたら、どうも私のメンツもなくなるからというようなことで、何とか12月上程しようという、急がれましたよね。その結果でしょう。

虫眼鏡で見れば、ずさんなところあるかもしれません。こうしたほうがよかった。この点は、ここまであるかもしれませんよ。でも、それは小さなことですよ。

大枠は12月議会に何とか間に合わせたいという、そういう中で、小さな修正点について調整を委員長に一任されたということですし、委員長は、12月14日の最後に、12月25日に間に合うように、

皆さん結果を通知しますとおっしゃってますよね。つまり上程までに皆さんのお手元に結果をお届けするので、万が一何か意見がある場合はおっしゃってくださいと、こういう条件つきで会議を締められているんです。

だから、何も全部全権委任しちゃったわけでも何でもありませんよ。12月25日までに調整の結果を皆さんにお知らせする。もし万が一ですよ、異議があれば、どうぞおっしゃってくださいという時間的な猶予を与えてある。全権委任には全く当たりませんよ。調整を委任しただけです。というように、これすり替え、すり替えで、何か大きな過ちを委員会が、あるいは3人の委員がしたようなことですから、それはどうもそれを読む限りは、そんなふうに読めないなというふうに思います。

それで、同じく6行目ですが、議会では許されないんだと、こうおっしゃってます。採決するときに、他の議員に私の分の採決をしてくださいとはならない。こうおっしゃってますよね。当たり前だと思うんです。私も賛成します。採決するときに、水田さん、私の分、あなたに任せるから採決してと口が裂けても言いませんよ。全議員誰でもそうですよ。言いませんよ、そんなこと。これと同じだというふうに言っているわけですよ。

松井議員がおっしゃったことは、採決するときに他の議員に私の分の採決してくださいと、全く同じだということをおっしゃった。すり替えでしょう。僕は12月25日にこの発言聞いたときに、すり替えだとやじを小さな小さな声で飛ばしました。すり替えだろう。だから、聞こえた。吉田議員が、すり替えじゃありませんと大きな声でおっしゃいましたけど、私はすり替えだと思いました。

次に、まずこういうことをおっしゃいましたね、意見を言うときに、他の議員に、私は全権委任しますから、あなたが発言してくださいということにはならない、こうおっしゃいました。これも正しいですよ。当たり前でしょう。意見言うときに、嵯峨山さん、あなたに、私の分もあなた意見言っていっていいよ、発言権あなたに託します。そんなことを言いますか。私は絶対言いません。したがって、吉田議員がおっしゃっているように、これは正しいですよ。発言してくださいというにならない。絶対なりません。私も賛成します。

ただし、これが松井議員がおっしゃったことと同列ですか。同じですか。同じ意味で彼は言うんです、ここで。これと同じじゃないか、だから許されないんだと言ってます。これはすり替えです。これは間違ってます。

ある種、詐欺に近い話法ですよ。すり替えている。小さいことをいかにも大きなように、上手にすり替えているという面があるので、ここは発言としては非常によくない。問題的な、問題のある発言じゃないか。人を、ある種落とすし込めてしまう。大きな過ちしてないのに、何か巨大な過ちをしたかのように見せてしまう。発言を2回、3回、4回と繰り返されているので、聞いているほうは、何か松井さんめっちゃくちゃなことをしたのかなと、ケーブルテレビ見ている人はそう思ってしまうよ。議員の中でも、そう思った人がいるかもしれませんね。

私は幸い、少し気づいて、すり替えだとやじりましたが、でも、ケーブルテレビ見ている人はそう思いませんよ。だから、丸投げ議員だつて言われたつておっしゃってますよね、地元に戻った

らね。そういうふう的印象づけてしまった。これ非常に問題ですよ。こういうことは公の電波使って、はっきり言って、でたらめですよ。これは許されないと思います。

したがって、発言は丁寧ですよ。乱暴なことも1つありません。しかし、内容はめちゃめちゃ乱暴ですよ。ひどいですよ。信義にもとりますよ。詐術に近い。針小棒大ですよ。という発言の性格なんで、非常に問題があるのではなかろうか。

取りあえず、そんな感じで3点について申し上げました。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 以上のとおりです。

ページの御指摘が錯綜しておりまして、追い切れなかった方もいらっしゃるかと思いますけども、今回、問題として、委員会の中で御指摘いただきました。12月定例会、12月25日最終日の議事録の7ページ、8ページ、それから10ページ、11ページに及ぶ部分、従来指摘していただいているところに関して、全体通してずっと御意見をいただいた形になっております。

それぞれ皆さんの評価になるとは思いますけれども、言葉自体の不適切さというものを考えなきゃいけない部分もあるでしょうし、それから発言の背景に当たる部分の御指摘もあるのかなというふうには思います。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 政倫審という場でありますので、私は極めて限定的に、かつ慎重に協議を行うべきだと思っております。背景に至るところまで議論をしては駄目だとは言いませんが、あまりにも拡大し過ぎるのはいかがなものかと思えます。

そこで、最初に委員長が指摘されたとおりに、訴えの対象となる部分というのは議事録の7ページ、下3行だという委員長の指摘もありました。これは、たしか第2回の政倫審のときでも訴えの対象となる部分ということで、この下3行が認定されたという具合に記憶しております。したがって、私は、この下3行の部分に限って発言を行いたいと思います。

それで、この部分をよくよく読みますと、訴えにあるように、特定の議員を名指した文言は含まれておりません。以前にも、これについては、その前段のほうで名前が出てるという議論もありましたが、私は政倫審の場で、この3行が該当部分だということをみんなで認定したわけですから、その3行に限って見ていくということが必要だと思っております。

いわゆる裁判用語で言いますと、識別情報というものが、この下3行の中には、該当議員と言われる方の情報は含まれておりません。そうすると、私は、みんなで認定したこの3行の部分をもって訴えに相当するということを断定するには至らないと考えます。

万が一、これが後日、訴訟等の対象になった場合には、私はこれ非常に不利になると思います。この政倫審の考え方はいかがなものかという指摘も受けるのではないかと推測をいたします。したがって、繰り返し言いますが、みんなで認定した該当部分、7ページの下3行においては、侮辱ということに断定するには至らないというのが私の考え方であります。

以上申し上げます。

○委員長（藤原 正伸君） すみません、私の議事運営上の発言も今おっしゃいましたので、ちょっとやはり訂正といいますか、そこは明らかにさせていただきたいんですけども。みんな、この下3行が対象であると認定したとおっしゃいますが、これは渚本委員、それに絞って、そこだけ見て議論するという理屈にはなりませんので、そこは誤解のないようにさせていただきたいと思います。訴訟も念頭に置かれてというお話でしたけれども、当然ながら、今も冒頭でも申し上げましたとおり、7ページにある発言、吉田議員の発言、ちょっと今よく分からないというところから始まった一連の発言の中で出てくる委員の資質もどうなのかと、こういう発言になっていくわけで、先ほども申しましたとおり、発言の裏の背景の理解であるとか、そういうことをきちんと踏まえた上で、その言葉を評価しないと、誤った判断をするということになるろうかと思えます。

厳格におっしゃいますのは、恐らく議員の発言の自由との比較考慮の中で、慎重な態度を取らなければいけないんだという御主張だというふうに、私はずっと渚本委員の御主張は理解しているんですけども、その点につきましては、そのとおりだとは思うんですけども。議論の対象をここに絞るというのは、これは實際上、不可能な話でありまして、ここの部分だけを取り上げて評価をするなんていうのは裁判でもあり得ないことだと思いますので、その点はちょっと御理解を賜って、この言葉の意味をお考えいただくのに、その前後の脈絡、あるいはその背景になっている吉田議員の理解、それは皆さんで今までも上げていただきました。委員会の会議録とか、そういうものを前提に推しはかっていくということを前提にした上で、発言の内容、それが許される範囲だったのかどうかということの評価するのが、この審査会だというふうに思っております。

ですので、ぜひそこに限って考えるということではなくて、今さっきざっと言いましたが、7ページ、それから8ページ、それから10ページ、11ページと及ぶ発言の中身を、今、一方の利益にあります議員の発言の自由と、それから正当な業務活動としての批判ないし討論、その領域の中で認められているのかどうか、行き過ぎた発言なのかどうか、そういうことをちょっと考えていっていただきたいというふうに思います。

今おっしゃいました、個々の評価についての御意見については皆さんのほうでもきちんと参酌していただきたいと思えますけれども、思考の範囲としては、そのようにお願いしておきたいというふうに思います。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 私、最初に言いましたとおりに、背景にまで議論することを駄目だとは否定はしてないんですよ。それは議論してもいいと思うんですが、しかし、焦点となるのは、第2回政倫審でここが該当部分だと認定した部分、ここをきちんと見ていくということが、政倫審という極めて重要な会議の場においては必要だという私の考え方を申し上げているということでもあります。

○委員長（藤原 正伸君） 恐らく大きな違いはないと思います。その下3行に、先ほど来出ております、ほごにしてしまうというような表現、そして委員の資質もどうなのかというような表現も出てきておりますし、内容の変更等々について、パブリックコメントのことにも言及がされております。直接的に、委員の資質もどうなのか。こういう言葉は、これ自体を捉えて、恐らく適・不適を

判断することは可能な言葉だろうとは思いますが。

それほど背景とか状況を一生懸命調べなくても、資質という表現で、他の議員に意見するというのは、会議の場でどうなんですかというようなことがあるかと思いますが、この内容をほごにするとか、そういうことについては、やはり背景にあります委員会の運営状況であるとか、そういうものを念頭に置いた上で、こういう言い方が正しいのかどうか、適切なのかどうかいうことは、やっぱりそれはそれでまた判断しなきゃいけないことだと思いますし、先ほど出てきました全権委任のことなんかもそうです。言葉自体が不適切な言葉なのかという評価もあれば、言葉そのものは不適切ではないけれども、ここの議論に用いるのは不適切でしょうというような判断もあり得るかとは思いますが。

ですから、やはり使われている背景というのは、念頭に置かないと、誤った判断をするというふうに思います。そういう意味での、当然ながら、瀧本委員おっしゃいましたとおりの意味合いでの背景を検討するということでありまして、背景で書かれている言葉尻を捉えてどうこうすると、これはそれこそ訴えられた内容を越えた話でありまして、それはこの審査会でやるべきことではありませんので、その点は、理解は共通しているものというふうに考えております。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 今日は、今までと違って少し厳密にやっていきたいと思うんで、先ほどから瀧本委員が、この委員会で焦点になるのは、下3行だと、認定したとおっしゃっているんで、議事録というか、私、認定したという、どういうふうに認定したのか、ちょっと調べてください。もし万が一、認定していただいた、それは改めなきゃいけないんで、間違ってますから。ちょっとそこを調べてください。

休憩をお願いします。

○委員長（藤原 正伸君） どうですかね。それほど目くじらを立てるような部分じゃないかなとは思いますが、追って確認するとして、取りあえず、議論を進めていただきたいなというふうに思いますが、どうですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 確かに、ここに絞りますなんていう結論を出してたら別ですけども、そういうことがないかどうかは確認させていただきますとして、取りあえず議論をもう少し進めたいなというふうに思うんですが、恐れ入ります。

まだ、加藤委員と、それから副委員長がまだ御意見表明されてないんで、一通り。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 7ページに関して言うと、吉田議員の政治倫理基準にする行為はなかったというふうに思っています。

もう少しほかのところについても、本件については政治倫理基準に違反するはずがないのかなというふうに思っています。

まず大前提として、今回、政治倫理条例の3条1項1号、市民全体の代表として、その品位と名

誉を損なうような一切の行為を行わず、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことについて審議をするわけで、やっぱりこういった抽象的なものについては、非常に慎重にならざるを得ないのかなというふうに思いますし、例えば、発言の間違いがあったとか、勘違いがあったとか、そういったところで倫理違反だというふうに問うことはできないというふうに大前提として思っております。

当然、吉田議員のこの日の発言については間違っているところもいっぱいあると思います。横尾議員、嵯峨山議員とが出席されたところについては、特に異論はありません。ただ、それが全体として政治倫理違反となるかというところを問われると、そこまでは言えないというふうに私のほうは思っております。

当然、議会ですので、議論する場ですので、よいと思うことはよいとはっきり言うし、悪いと思うことは悪いとはっきり、駄目なことは駄目とはっきり言います。その中で誰かを傷つけてしまったりとか、あるいはその発言によって市民の方が議員に対する評価に影響を与えることは重々あると思いますし、私もそういう経験はたくさんあります。

なので、今回、松井議員なりがショックを受けられたりとかしたことに對して、本当に共感するわけではございません。ただ、それをもって政治倫理違反かと言われると、そこまでは言えないのではないかな。通常の言い方の範囲というのは、もちろんあります。ハラスメントにしても、通常の範囲を超えたものについてはハラスメントと認められ、ただ単に叱責をした結果、本人がショックを受けた。それだけでハラスメント認定されるわけではございません。通常を超えた言葉の使用等について、ハラスメントと認められるところがありますので、通常を超えているのかというところが、判断基準となるというふうに思います。

それで、7ページ、内容についてはですけど、委員の資質もどうなのかというところを問うたわけですが、吉田議員の考える委員の資質というのは、恐らく一貫性なのかなというふうに思います。議員として、自分の考えに一貫性があるのかどうかというところが、吉田議員が考える委員の資質なのかなというふうに思っていますし、それは一般的に議員というものは意見を持って、自分の考えを持っている人間だというふうに思われているところがありますので、一貫性があるということは、通常、常識的に認める範囲なのかな。通常、議員というのは、一貫性を負わなきゃいけないというのは、誰も納得する範囲なのかなというふうに思います。

その意味で、今回のてんまつを見ますと、10月24日、旧委員の最後の会議ですけど、その場では、旧委員の全体で、松井委員含めて、この案で行きましょうというふうに賛成をしたわけです。

結果的にパブリックコメントでは何も来なくて、その後の議論によって、案に変更があったということは、旧委員としては、もともと持っていた意見について変更したと。意見の変更があったと。それについて一貫性がないじゃないか。つまり委員の資質が疑われるんじゃないかというふうに意見するということは、重々認められるのかなというふうに思っております。

したがって、この7ページの発言については、確かに言い方きついですけど、政治倫理違反、政治倫理基準に反する発言ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 今、倫理基準に違反するかしないかは、適正を超えたかどうか、そこが線引きのところであると。それが大前提ということですね。

委員の資質という発言については、資質とは一貫性のことであると。委員会での態度は一貫性がないから、この資質という言葉の選択は当たっていると。資質という言葉の選択は当たっていると。それ当たってれば要するに適正を超えてないという判断直結でよろしいんですか。加藤委員の判断としては。

資質という言葉は一貫性であると。一貫性がないという指摘で、その指摘の内容は正しいことだと。指摘な内容が正しければ、適正を超えないと、こういう流れの判断で。

○委員（加藤 貴之君） まず、指摘の内容は正しい。正しいというか、吉田議員の中で、矛盾してないというふうに思っています。

資質の内容が正しければ、それをもって政治倫理基準に違反しないかという、通常、常識的に認められる範囲での批判だと思いますので、政治倫理基準には違反しないと考えます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 僕、丸投げ議員のほうが出てなかったんですね。

○委員長（藤原 正伸君） 失礼しました。横尾委員の発言のところから、一気に全体が対象になってしまってますね。

副委員長、先に言ってもらってよろしいか。じゃあ、お願いします。

○副委員長（水田 文夫君） 何点か言うのも忘れてたんで言わせていただきますが、前段の約束をほごにしたという、下の3行目ですよ。同じ委員さんが、1か月にたらずに内容の変更を認めると、そして決まったことをほごにしてしまうということは、これは委員の資質もどうかなのという。この発言で、今、加藤さんおっしゃられたんですけども、私はこの発言は、人格否定で、ハラスメントに当たるだろうというふうに思っております。というのを言うのを忘れておりました。すみません。

それから、丸投げ議員というようなところですけども、ほぼほぼ横尾委員がおっしゃったことでございます。これは本会議の中では会議録を確認したということでありましたけども、聞き取りをすると、ここで録画を見られたということで、より状況を分かるということで、文書だけじゃなくて、映像を見て、その状況を把握されてますから、どういう状況で議論されてきたかということはいくぶん分かるだろうというふうに私は思っております。

そうした中で、松井議員がおっしゃったんで、特に松井議員のところを抜き取って、こういうふうに言ったんだということでありましたけれども、非常に作為的なところもあるんじゃないかというふうに私は印象を持っております。

正副委員長に判断を委ねたと、これは事実でございますけれども、その後に、委員長おっしゃってますよね。委員会で諮ってます。それで皆さんよろしいですか。皆さんは、それでいいですよ。

横尾委員がおっしゃったように、こちらのほうで精査して、後ほど、後日、皆さんに再度確認してもらいますよねと。そういう一連の流れ、全部見てるはずなんですよね。ただ、そこを言わずして、ここだけをピックアップして言うてしまうということは、僕は作為的であるというふうに思ってます。

だから、そこをちょっと言いたかったなということで、これは意図的だなというふうに言わざるを得ないなというふうに思ってます。

だから問題であるというふうに思ってますのと、いろいろと加藤さんも今おっしゃってますけれども、松井議員の聞き取りでは、非常に本人だけじゃなくて、それを見られた市民の方からの発言ですよね。言われた、もう丸投げやというふうに言われたという、そういうダメージは非常に大きかったって。あれは受けた人しか分からないですよ。そういう発言を基に、やっぱりやられてるんで、これやっぱり問題である。受けた本人がそういうふうに言って、しかも大人の対応として、私だけ我慢できたらよかったんやけど、周りから市民の人、見られた方からそういうふうなことを言われたから、やっぱりこれは問題やでというふうにおっしゃってたんで、松井議員の聞き取りの中でも、これはもうやっぱり問題であるというふうに私は判断しております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） どういう説明したらいいのかな。ただ、一番最初に言わせていただきたいのは、提案した委員会の一員として、議場で条例本体についての質問がなかったということは、本当なかつたんですよ。全員、吉田君もこう言ってるながら、賛成に回っているんですよ。

本当は、まちづくりを議論するんであれば、この条例のここを説明してくれとかというような話があってもいいと思うんですけども、一切なくて、いきなり手続上の問題に入ってしまったというのは、物すごい残念に、今でも思ってます。

なぜ、新しい議員提案の条例について、議員が意見を述べないのかというのが、本当に情けないことやなとずっと思ってます。

ただ、もう1点言えるのは、ずっと委員会の中で、はっきり言って、日下委員長と吉田議員というのは、委員会の中でもいろいろ、いわゆる議論をしていて、よしあしについてもずっとやってきたんで、私は吉田議員が本議会の中でもこれをやるんやなと思って、びっくりしました。

ですから、松井議員が訴えられたことはよく分かるし、私は丸投げされて、受けて、協議をして、直して、ただ補正をした、少し触っただけで、本筋の部分については触っておりませんので、それをとにかく言われてもしやあないなと思って、ずっと聞いてました。

そして、最終的に今言ったように、吉田議員は賛成に回るんですよ。それやったら僕は議場で、何で反体せえへんのかなと思って、吉田議員を見たりもしました。あそこまで言うんやったらな、反対してほしかったなという部分も1つあります。

ただ、今回の政倫審でなっている部分については、松井さんが言われるように、本当にごっついショックやったと思いますよ、本当に。

今回、ここでどう判断するかという問題なんですけども、今言いましたように、私も違った意味でショックを受けました、言いましたように。ですから、言葉としたら本当に適切やないかもしれません、吉田議員の言ってることというのはね。ただ、本当に大きなダメージを受けるような内容であったのかというのは、人それぞれの物差しがありますので、最終的には、私はいろんな意味で、議場でのことという部分で政倫審が開かれておるんですけども、これが議場以外でやったらどうやったんであろうかという部分も考えております。

もう少し言いますと、今回ずっと話を聞いてて、やはり少しは、はっきり言って、いわゆる今回の訴えは、訴えどおりであるなと思っております。ずっと中におった者として。というのは私の立場です。

以上です。

- 委員長（藤原 正伸君） 一通り意見いただきましたので、ここで暫時休憩したいと思います。
- 再開は10時40分をお願いします。
- 暫時休憩します。

午前 10 時 23 分休憩

午前 10 時 40 分再開

- 委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま28号の付託に関しまして、委員の皆さんの御意見を伺っているところでございます。途中、委員のほうからの指摘もありましたとおりで、今回の審査請求は朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第1号、市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を行わないこと、この倫理基準に違反するか否かということが争点となっております。

品位と名誉を損なうような行為に当たるかどうかということで、これはこれまでの会議で少し触れさせていただきましたが、品位と名誉を損なうような行為の意義、あるいは要素というようなことがどういうものかということは、それぞれ委員の皆さん、いろんなどころの議会の逐条解説であるとか、実例に当たっていただいて、知見を得てくださいということを従来よりお願いをしておりました。とともに、本市では、朝来市議会会議規則144条で、品位の尊重ということで、議員は議会の品位を重んじなければならないということを規定しておりまして、標準町村議会会議規則第102条と同様の規定を置いております。

標準町村市議会会議規則の注釈書によりますと、この品位というのは地方自治法第132条に規定されている無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論を行うような行為は品位に欠いたものというふうになりますよというような1つの物差しも提供されております。

地方自治法第132条の地方公共団体の議会の会議、または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用してはならないと。ちょっと中ほど約しますけれども、してはならないと。こういうふうの規定して、議員の発言における品位の保持を定めております。

地方自治法の規定の解釈については、地方議会運営辞典というのに記録がありまして、必要以上

に不快感を与える言葉を防止するための規定ですよというふうに説明をされております。

あと判例上出てくる無礼の言葉については、議員の発言の自由との兼ね合いを取って、議員の発言が無礼の言葉であると言われるためには、議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて、他の議員、その他関係者の正常な感情を反発する言葉、これが当たるんだというようなこと。これは従来紹介させていただいたようなことです。そういうような基準、具体的な皆さんの考える基準、先ほど加藤委員のところでも適正を超えたかというようなことがありましたけれども、同じことになるかとは思うんですね。

判例が言っております自己の意見や批判の発表に必要な言動というものがあるだろうと。その限度を超えて、他の議員や他の関係者の正常な感情を反発する言葉は使ってはいけませんよと。この辺が基準になってくるのかなというふうに思うわけで、先ほどの加藤委員の発言も同様なものかなと。いずれにしても、条例に違反するかどうか、つまり条例が指摘するような状況があるかどうかということの判断があるかないというのは簡単なんですけれども、なぜそう思いますかという、委員さん、それぞれの根拠を、それぞれの基準、今言ったこれまでの判例とかから読めるような基準と同じ言葉でなくてもよろしいので、それぞれの委員さんの持たれる基準というものを念頭に置きながら意見を出し合っただけであれば、そこに評議の的が絞っていけるかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今日、28号から始めまして、28号についてしっかりと議論して、結論を1つずつ出していこうという考えでおったわけですが、先ほど副委員長とちょっとお話をしました折に、29号も30号も共通する部分が、非常に、特に今の大前提に関わる部分については共通する部分があるということですので、一旦、30号まで意見の表明はやったほうがいいんじゃないかというような御意見をいただきました。最初いただきました。

委員の皆様、今後の会議の進行について、ちょっとお諮りしたいと思ひますけれども。

今申しましたとおり、28号、冒頭申し上げましたとおり、資料の収集が終わりましたので、28号から1件ずつ議論していこうかというふうに考えておったんですけれども、今のように大前提が共通する部分が非常に多いということですので、一旦、29号、30号についても意見をいただいた上で、また28号に戻って協議をするという、そういうループがいいんじゃないかという考えもあります。

進行について御意見をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） そしたら、一定意見交換をさせていただいた上で、29号に、そしたら移らせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

28号につきましては、今一通り御意見をいただいたところでありまして。それぞれ他の委員の方の御意見をお聞きになって、質問なり御意見がありましたらいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

今申しましたとおり、このタイミングが全てではございませんが、多少なりとも議論を深めて的を絞っていく方向で考えたいと思ひます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 1つ、多分問題になるのかなと思うのは、議員あるいは議会議員にとって、先ほど加藤委員おっしゃいました一貫性ということになるんですけども、じゃあ、今回の場合、3人の議員が、前回の委員会で一定の条例案について、ほぼ原則的に合意したと。しかし、次の委員会、新しい委員会が加わった中で、議論の末に、全会一致の合意するためには、一、二点、小さな変更やむなしということで変更したわけですけども、それが議員としての資質、つまり考えに一貫性があるかどうかには違反している。

最も大事な議員の資質に欠けるというふうに言われたら、私、横尾正信なんかは、しょっちゅう変えてますから、一貫性なんか、私ありませんからね。人の意見に左右されます。正しいな思ったら、そのときの僕の意見横に置いて、そっちに賛成したりすることは、僕はもうたくさんたくさんあるんで、そういう意味の一貫、妥協性はありますし、議員というのは自分の意見は当然ありますけど、意見交換して、合意図って、妥協して、1つの意見にまとめていくというのが、一貫性も大事ですけど、一貫性にこだわってしまっただけでは、合意もできないんで、やはり譲るところは譲る。そういう中で、初めて1つの合意点、妥協点をもらおうと前へ進むということができるので、これ、この間、僕はそうだと思うんですよ。

この間、吉田議員の意見をお聞きしていると、いわゆるそうですね、議員は一貫性を持ってしかるべきである。自分の意見を変えるなどということはあってはならない。私はそうだ、私は変えたことがないというような論調が、この間ずっといろんなところでおっしゃってますので、確かに彼はそれが信条なのかな、議員の一番大事なことだと思っておられるのかなと。それはそうかもしれませんが、しかし、それをもって変更したことを、約束をほごにしたんじゃないかというふうに批判されたら、議会というのは成り立つんでしょうか。話合いの機関として成り立っていくもんなんでしょうか。

これが私は非常に疑問なので、これを是としたら、朝来市議会はやっていけないですよ。妥協したら怒られるんですよ。一貫性がない。一貫性がないのはしょうがないんじゃないですかね。そう思いますので、そこは引っかけますね。

○委員長（藤原 正伸君） 先ほど無礼の言葉というところまで、条例違反に該当する基準を持ってきたんですけども、当然のことながら、発言が虚偽であったりすれば、当然議会の品位に触ると、これは当然そういうふうになってくると思います。

ですから、そういう意味でも、冒頭少し議論になりましたけれども、発言の裏にある背景というのはきちんと見ておく必要がありますし、今、倫理違反の対極にあります議員の発言の自由、これが認められる根拠、これは当然ながら正当な言論ですよ。そういう意味では、自分の職務の執行上、必要な言論はこれは認められなきゃいけないということが言えるかと思えます。

ましてや、議会の議員であれば議会の手続であるとか、それから委員会の進行であるとか、そういうもの、それから条例の意味であるとかいうものは、当然ながら理解した上で発言をしなきゃいけないということになると思います。

今、横尾委員のほうからありました、加藤委員の一貫性の1つの基準の定義に対しましての御意見も含んでおるんですけれども、委員会がどのように進行されて、その中で委員の方の御意見や主張が変わってたとすれば、変わったことが適切かどうかということについての確認といたしますか、認識は、今後、発言の評価をする上では必要なことかなと思うんですが、大前提で問題となってます産業建設常任委員会での条例案の取扱いについて、特に請求者であります松井議員の発言であり、対応につきましての御理解を確認といたしますか、認識を共通にする必要があるかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

これにつきましては、先ほど水田副院長のほうから、全体的な御意見でしたけれども、何ら不適切なところはなかったんだという当事者としての御発言もございましたが、会議録等々、1日目でしたか、用意して、皆さんに確認していただいております。産業建設常任委員会の会議録等、読んでいらっしゃると思いますので、皆さんのほうで産業建設常任委員会での条例案の取扱いについての適・不適の御認識はどのようになっているか、ちょっとお伺いしておきたいと思いますが、御意見述べていただけますでしょうか。

先ほど副院長からは総括的にいただいております。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 産建委員会がこの条例案を審議し、上程まで持っていった流れの評価について若干申し上げたいと思います。

これ、全部、松井さんの訴えで、議事録ほとんど読ませていただきました。当局も単純な方とも意見交換もいたしました。それらの結果、大体こういう評価ですよ。この条例案の審議、上程めぐっては、基本的に、日程管理上、ミスがあるんじゃないかと、問題があるんじゃないか。そもそも、こういう評価が、私も含めて大半です。そこに無理がある、こうしたいろんな問題引き起こしているという。つまり前回の委員会の任期は、会期としては9月末です。会期としては9月議会しかないんです。10月末で解散ですからね。会期としては9月議会しかないんです。

したがって、9月議会で何か条例案を委員から出したもの、可決しようと思えば、9月議会しかないんですよ。12月議会はないんです。12月議会は次の会期ですから、メンバーも変わるかもしれないんです。9月議会なんですよ。9月議会で条例可決するのがベストなんです。

それから逆算して行って、じゃあ、この条例をいつ頃から準備して行って、いつ頃委員会で議論して、いつ頃パブコメかけていけば9月議会でちゃんとできるのかと、こういう日程管理は必要なんですが、これずっと見ますと、8月ですよ、提案されたのは、委員会。

9月議会は、そもそも間に合うような日程じゃないんですよ。だから、会期を超えて12月まで延びちゃう。そんな無理な、そもそも条例制定の構造なんです。だから、ここに無理があって、その無理がいろんな委員の、人がいいんでしょうね、私から言えば。無理だよというふうに言えずに、何とかしようかというような感じで、委員の皆さんが努力されたと。ただし、委員会の議事録を見ますと、当局も準備してるんだと、実は。ただし、来年、つまり令和6年度にはやろうというふうに、市長もそういった指示出している。準備もし始めているということはしてるんだけど、とい

うような流れでしたね。

いやいや、でも議会がそれじゃ遅いから、議会がやるんだという形なんです。それは僕は間違っていないと思うんですよ。そういうことあっていいと思います。議会が率先してやる。僕はこれは支持します。

したがって、吉田議員が、当局がぐずぐずしてるんだ。今までやってないんだろう。ぐずぐず今後もするかもしれないし、議会が責任持ってやろうや、これは僕は発想としてはあるし、正しいと思う。ただ、時期が遅過ぎるんじゃないか。そうするんだったら、もっと9月議会から逆算して、もっと早い3月、4月、1月、それ以前からやっぱり準備していかないと、なかなか無理ですよという日程上の無理が、8月委員会での提案ですから、したがって、議事録見たら、委員会の中では行われてませんよね。何やかんや、いろんな不協和音が、委員会審議の中でも出てますよ。

それでもやっぱり市のため、あるいは市の一步でも前進するためにとということで、みんなで合意して、何とかという御苦労されている。議事録から、ほんまに読み取れます。

そういうことで、そもそも無理があって、自業自得というんですかね、無理なんです。だから、跳ね返ってきちゃうんです、いろんな形で。自分が思うように進まないですよ。幾ら進めたくとも、自分の任期が終わるんですから、次の委員会に委ねるんですから。委ねた委員会がどう決めようと干渉できないじゃないですか。いうようなところで、上から目線で、自分が決めたことだからと介入しちゃったようなところに、やっぱり名誉毀損だというような事態に至る、やっぱり流れになったのかなというような感じを持っています。

全体として、審査した感じで、そんな感じを受けましたからね。これは自分の思うとおりにいかなかったというお怒りは理解できるんですけど。それをもって、あんたら、約束をほごにしたと、こんなことを言っちゃいけませんよ。というところじゃないのかなという感じはします。

○委員長（藤原 正伸君） ほかの委員さん、いかがでしょうか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 横尾委員さんがおっしゃられたとおりでして、議事録読んでますと、やはり加藤委員がおっしゃったこともあるんですけども、やはりここでは議事録見ていただいたら分かりますように、11月27日の議事録でもそうですよ。松井議員もそうですし、水田議員もですね、前の産建委員をしていた者としては、一応条例としても結論は出ているんだと。

だから、新たな委員さんが、いろいろとその条例に関し、内容について、いろいろとやられているんですけども、それに関しては松井議員も水田議員も前の委員会から来た者として、おったから、それはよう理解しとんやと。だから、そこを理解してほしいというようなことは、この議事録を見ても分かりますよね、この11月23日。明らかにこれも。だから、そういう努力をずっとされているにもかかわらず、ああいう委員の資質はどうかなという、そういう発言をぽんとされると、やはりこれまでの努力というのを何か無駄というか、そこは何も見えてくれないのという受け取り方はされますよね。

だから、先ほど言いました、僕は人格否定にも当たる、ハラスメントに当たりますよというよう

なことを申し上げているので、やはりそういったところは重々理解していったほうがいいんじゃないですか。

○委員長（藤原 正伸君） ほかどうでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 確かに議事録の過程の中で、前から来られた委員さんが、前の結果をうまく引き継がれて、引き継ぎながらも新しい委員さんの議論をいろいろ取り組もうというふうな努力があったことは、私も議事録読んだらよく分かります。

ただ、議員というのは、悲しいかな、結果で見られるところがあります。結果として、賛成にした、反対にした。もしくは前決めたことを変えた変えなかったというところで判断されることも当然あるわけで、そんな中で、吉田議員としては、条例を結果的に変更になったことに対して、議員としての一貫性、もしくは資質が欠けるのではないかなというふうに判断したところだというふうに思います。

また、横尾委員が先ほど言われた一貫性というのが、本当にそこまで大事なもののかというところについては、これは政治信条ですので、私もどっちかいうと、生かせないほうです。実際、政治倫理審査会、前回、前々回と態度を変えてますから、むしろ横尾さん言うとおりの朝令暮改でええやないかというような立場ではありますが、それは人それぞれですので、政治信条ですので、一貫性を持つということも立派な政治信条だと思いますし、柔軟性というのも一般政治信条だと思います。なので、御自分の信条に基づいて発言されたことについては、必要な限度を超えてはいないというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） そういうふうにおっしゃられるんですけど、水田副委員長がおっしゃられたように、このやり取りの後に、修正された条例を賛否問われているんです。議会の本議場で、吉田議員が発言終わった後に、議長が、それでは反対討論ありませんか。なし。採決入ります。全会一致、賛成。何が一貫性なのか。ここ問題であるのであれば、条例案修正したことに対しては反対せなあかんのですよ、本来は、多分。

ここまですつと言われてて、でも、この条例案、修正した内容、後の委員会で修正された条例が、委員会発議されて、そのことに対して賛成されているんですから、ちょっと一貫性という部分では通らないような気がしますけどね、私は。それを水田副委員長おっしゃられたんじゃないかなというふうに思いますけど。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかいかがでしょうか。

委員の交代の前後で、内容が変わること自体について問題ないということについては御異論はないですわね。ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 委員会のそれこそ一貫性といいますか、一体性といいますか、委員が交代しても委員会は同じ委員会ですね。その点はよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） すみません。これも余談になるかもしれませんが、パブコメは、議員1人でも原則ですよ、一般論言ってます。1人でもできます。それから議員集団でもできます。だから、委員会でパブコメするという事にこだわらなくても、当時の全員6人の議員でパブコメするを申し入れると、これは可能なんです。一般論ですよ、もちろん。

したがって、返ってきたパブコメの返答は、6人は委員会ばらばらになっているとします。しかし、その6人に返ってくるんです。3人は産建委員会、3人は別の委員会にいても、議員でパブコメ申請してますから、したがって、パブコメに基づいて変更することがあったらして、その6人で、12月に6人で議員提案する、条例を、いうことも技術的には可能なんです。

だから、委員会にこだわる。委員会は9月で終わっちゃうんですから、継続した同じ条例案でいきたいなと思えば、6人の議員で、委員会にこだわらず、上程すると、12月は。皆さん、いいですねという形で、パブコメも含めて処理できる、理論的にはですよ、ことがあるので、そういう多様性もあるんですね、そのことだけ。委員会でなければというわけでもないんです。ここはその筋のいろんな専門家と相談しながら、どんな方法があるのかということを考えれば、私どもは、今、議会のパブコメ規定がないから、それができるかどうか分かりませんよ。分かりませんが、本来、そういう柔軟性のある議会の議事の進行、こういうこともあるということだけ若干申し上げておきます。

○委員長（藤原 正伸君） 御意見ありますでしょうか。

委員会、メンバーが代わった前後の委員会のどちらにも所属しておられたという立場から、他の議員とは違う意味での非難のポイントが出てくるというような状況が生まれているかなというふうに思うんですけども。

先ほどもちょっと確認させていただきましたとおり、委員会そのものの一体性といいますか、これについては皆さんも異論はないところだと思います。

一般的に委員の交代、議員の資格ですね、議員が改選になったら、これは委員会は完全に同一性を失いますけれども。例えば、会議規則によって委員が交代するとか、そういうことについて委員会は一体性を失わないというのは、これは当然認められたことですね。ですから、旧委員会と新委員会は一体的なものであると。でも、現実的には委員さんが交代してしまっているというところで、その間の引き継ぎをどうするかということについては、前の審査会でも事務局に確認しましたとおり、取決めはないということです。こういうふう引き継がなきゃいけないというような委員会条例であるとか、会議規則は存在していない。

一定の、こうしなければいけないという法的な要請もございません。ですから、何もしなくてもいいということで、途中、横尾議員のほうからでしたかね、廃案にしてもいいんだということの御

意見があったと思います。

ですから、そういうところからいきますと、事実上の行為として、旧委員会から新委員会へ引き継ぎのようなことがされるんですけども、そもそもそれ自体が法的な義務に基づくものではないので、旧委員会にも属し、新委員会にも属している委員さんの意見が協議の過程で変わってくることが、どの程度非難されるべきものか。法的には、非難の根拠になるものは見つからないというのは、前の審査会で確認させてもらったところでございます。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 若干補足もさせていただきます。委員会が代わった場合の引き継ぎ事項については、やはり引き継ぐべきものもあるんですね。委員会としての外形は基本的には一緒ですから、委員が代わっても引き継がれます。その場合に、例えば、議案審査、議案の審査が途中で終わったりしたりしたような場合は、これは義務ですから、新しい委員会でも何らかの形で引き継いでいくことは避けられませんね。新しい委員会やから知らんと、当局が提案してきたようなものについては、これは質疑の途中で終わってしまったと。質疑が終わった段階で、次の委員会に移っちゃったという場合は、引き継がれます。つまり、もう一回質疑から始めるということじゃなくて、質疑した者として、新しい委員会では進められますよ。そういう引き継ぎ事項はあります。

ただし、今回の場合は、当局から出された議案ではなくて、6人の委員が主体的にこの条例をつくろうということで出したものですから、あくまで6人の委員に限定されているんですね。つまり、新しい委員は関係ないんですよ。ということですから、したがって、委員会が代わった場合は、ほぼ基本的には6人の合意ですから、ほぼ御破算なんですね。

したがって、6人の委員から新しい委員会に申し送りという形で、6人の前委員会がこんなことを議論し、こういう方向で出してますので、ぜひ引き継いでほしいと。ぜひこの案を引き継いで出してほしいと、こういう申入れ、質疑の申入れというのは、これはできるですよ。それを受け入れるかどうかは、新しい委員会の判断ですね。古い委員が、もし1人しかいなくて、あと全部新しい委員だったら、いやもう一回ゼロからということなるかもしれませんし、新しいが1人だけだったら、ほぼ問題なく、じゃあ、それで行きましょうかということになるかもしれません。申し送りをそのまま受け入れようということになるかもしれません。

いずれにしても、今回は、議員のやろうとした作業なので、これはそういう解釈、基本的にはそのままでは引き継がれないという解釈でいいんだろうと思います。申し送りが必要です。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 今、議案審査のことが出ましたけど、付託については、先ほど言いましたとおり、委員会の同一性が失われませんので、議員の改選の場合以外は、委員が幾ら交代しても付託先の委員会の同一性は保たれますので、これは自動的に、それを翻して言えば、義務的に審査を引き継いでいくということになります。

それ以外の部分については、そのような制約というか、法的な取決めはありませんが、その反対に、次への引き継ぎを禁止する決まりもございませんので、事実行為として引き継ぎという行為を

行って、次に議論を渡していくというような形が取られているということでございます。

いずれにしましても、引き引き継ぎを受けた委員会が、前の委員会の内容に拘束されるという決まりはどこにもありませんので、これは新しい委員会で自由に議論していけばいいと。これは大前提、委員会運営の大前提というところで、ここの点についての御異論はなかろうかというふうに思います。

今の件はパブリックコメントの手続がどうだったかというようなところにも多少及んできております。委員会の運営についてということになりますので、そういう意味では、ベースの理解として認識をしておかなければいけないというところかと思えますし、ちょっと御提案ですけれども、パブリックコメントにつきましても、先ほど横尾委員のほうが最初の意見の表明のところ、内容については御提示いただいているんですけども、審査会の一番最初に申しましたとおり、パブリックコメントの実施規定の解釈が絡むところでございますので、これは次回までに間に合いましたらですけども、文書で執行機関のほうに、担当課のほうに、解釈と運用について問合せをしておきたいと思いますが、委員の皆さん、御異論ございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいでしょうかね。そしたら、パブリックコメントの協議につきましては、返ってきましたものを資料として、また御協議いただきたいというふうに考えます。

そのほか、委員会の運営等について、発言の背景にある部分になるわけですけども、この辺の理解によっては、今のパブリックコメントもそうなんですけれども、結局、発言が事実と異なるというような要素がまた生まれてくる可能性もございます。ですので、ずっと言っていますとおり、言葉の日常的な社会生活上の意味だけではなくて、やっぱり背景に基づいて、そこで使用するのが適切なかどうかというところ、それがましてや事実と異なるということになってくると、その評価はどうですかというようなところで、先ほど申しました意見や批判の主張に必要な発言なのかどうかということ、これは、ですのでちょっとこれも検討をしていただきたいのは、結局そこまで言わないといけないんですかという、そういう基準も出てきますのでね。同じことを言うのに、議会の場、公の機会の場ということを前提にすると、その言葉の選択はどうですかと。同じ意見や、それから批判をするにも言い方があるんじゃないですかというようなところも問題になろうかとは思っています。その辺も含めて、ちょっと御検討をいただきたいというふうに思っております。

委員会のほうはよろしいでしょうか。委員会の運営については、一切問題がなかったという認識でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。産業建設常任委員会の運営については、一切問題がなかったということで確認をさせていただきます。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） そうすると、現実に関取られた委員会運営でも問題がなかったんですが、付け加えれば、もし委員長が前に決めた、3人の委員が決めたことなので、このまま行きましょ

という判断をして、残っていた委員がそれで行こうという判断をしても、それでもよかったというふうに僕は思っています。どちらでもよかったと思っています。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） そのとおりじゃないでしょうか。6人の議員が、3人の委員から説明を受けて、よく分かる、それは問題ないねということになれば、何の問題も。委員からの自主権ですから、学んだもんは学べ。同じように、これはあかんと。こんなもん当局にさせるべきや言うて、強硬な意見が出て、例えば3人がそれに賛成して、半々になったとか、新しいのが4人いたら、そっちへ行っちゃうんですけど、例えばこれはやっぱり当局に提案させてもらうべきやというような結論に万が一なつたとしても、それも含めてありやというようなことで、委員会の自主権は尊重されると、こんな感じでいいんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 今、両委員のおっしゃいますとおり、ほかの委員の認識も一緒だと思います。委員会の同一性があります限りは、そして引き継ぎという手順で引き継ぐという前提がありましても、最終的に、例えば提案をしたりとか、あるいは引き継いだものをどう扱うかというのは、これは新委員会の権限であって、旧委員会にその権限は全くありませんのでね。

どちらの判断をするかは、加藤委員がおっしゃったような判断をしても、それから今回やられたような判断をしても、全く問題がない話だということころは、共通に御理解いただけるところかというふうに思います。

では、よろしいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（藤原 正伸君） 委員会の運営には全く問題はなかったぞと。

そうすると委員会の運営に問題がなかったと言いましたけれども、要するに個々の委員さんの対応も問題なかったということになりますかね。新しい委員さんがもっと調査すべきだといったことも正当なことだし、それに応じて調査を改めてやったことも正当だし、その結果、新たな合意が生まれたというのも正当であると。

それら、結果も加味して、全体としてこの委員会の運営に、そしてこの条例の取扱いに問題はないということころでよろしいですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） そこは少し違うかなと思います。吉田議員がおっしゃるのは、議員一人一人の態度というか、政治信条として、自分が1回決めたことは、もう通すんだと。自分がこの案で行こうと思ったものは通すんだというものは一貫性だとすれば、それを保持するべき、つまり対案が出て、やはり自分が1回決めたことは守り通すというのが、議員の一貫性であるとするれば、それは議会議員が、前の委員で1回で決めたことを曲げるというのは間違っているという意見も受けるべきだと思います。

○委員長（藤原 正伸君） それは今言いましたとおり、新たな委員さんが要求されて協議をして、新たな事項が出てきて、それに対する協議の中で、例えばその議員が考えを変えていくと。これも

批判されるべきだというお考えですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 一過性という信条がある以上、そういったことに対して批判されるというのは、ある程度やむを得ないのかなと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 分かりました。

ほかいかがですか。

横尾委員

○委員（横尾 正信君） 吉田議員が自分の考えに基づいて、他の委員を批判する理由、これは自由だと思います、基本的に。ただし、それが批判された議員にとっては、非常に名誉毀損に当たると。非常に憤りのある批判であるというふうには受け取る場合は、当然あるわけで、今はそれが問われているんですね。つまり普通なら、なぜ変えたんですか、どういう内容で変えたんですかという審議の経過についてを詳しく聞いて、それに対しての自分の意見を開陳する、これはいいと思うんですよ。

しかし、今回は、変えたこと自体が問題じゃないか。あなた方3人は決めたじゃないか。何で変えるんだ。それは約束をほごにしたことになるんですよという極めて強い口調で批判されている。これはどうなんだと。自分の信条はいいですよ。人にまでそれを強制しますか。もし、全員の合意を得ていく上で、幾人かの議員が理論的なものを封印して、あるいはみんなで合意したような場合、ほごにしたというような形で批判されるのが正当でしょうか。

それで議会は回っていくんでしょうか。という根本的な問題があると思うんですよ。したがって、今回は松井委員が、ほごにしたつもりは全くないとおっしゃるわけですよ。ほごにしたことをもって、議員の資質はどうなんだろう。約束を破るようなそんな議員は信用できないよということに対して、そんなことはない。私は議員としての最大限の務めをきちんとやってきたと、こうおっしゃってる。批判されるいわれは、寸毫もないと、こうおっしゃるとる。ここですよ、問題は。

だから、吉田議員の一貫性を評価することは問題じゃないですよ、ここは。そのことによって発せられた言葉が、松井議員に対してどのような名誉毀損的な結果になったのかならなかったのか。吉田議員は正しいと思うことを堂々とおっしゃったんでしょう。それはいいでしょう。

しかし、それがどんな結果をもたらしたのかということについて、今、訴えられていて、それについて評価を下そうとしていると。こういうことなんで、今はっきり言いますと、松井さん、水田さん、日下さんたちが行った11月27日、12月14日の委員会での発言や言動が、約束をほごにした。議員の資質に欠ける行為だという批判に当たるかどうか。

それは彼らの名誉を傷つけることにならないか、なっていないか。そのことの評価だと思うんですよ。

私は、こんな批判されたら議員やってられないなど、自分の身に置き換えれば、先ほど言いましたように、私はもうどんどん残業しますから、それは、だからこんな批判された議会、委員会はやってられませんよという正直な同情心というんですか、同情しますよ、こんなこと言われて。本

会議のケーブルテレビの真ん前で罵倒されるんですよ。

約束をほごにした。それはちょっと。何ぼ何でもこんなものが許容される議会あっておかしいでしょう。これが強要されたら終わりですよ、議会なんて。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 議会は、基本的に意見を述べるのは自由であります。これは大原則、これ皆さんも認められているとおり。そして、意見を言う自由もあるし、批判をする自由もある。逆にそれに対して反批判を行う自由もある。批判、反批判ですね。これがあってこそ議会は活性化するとも言われていて、今回、議員提案の条例について、そのようなことが行われたということ自身は、私はそれほど問題ではない。ただ、そこで用いられた言葉が看過できないほど過激な言葉で批判されたのかどうかと、そこが見るべきポイントではないかなと、私はそのように思います。

私も十数年前、振り返りますと、文教民生常任委員会の委員長をさせていただいたときに、温水プールの在り方をめぐって激しい議論が議会内でありました。そのとき私は文教委員会としてまとめた意見を述べたら、ある年上の議員から、寝ぼけとるんかと、顔洗って出直してこいとまで、ひどい言葉も言われた経験、何度もありますが、それを私はあえてこのような問題にするようなことはしませんでした。それは受け難い屈辱といえそうですけれども、しかし、これはきちんと言論で反論すべきだという形で、私は、その後もそういうやじを飛ばされた後も、自分の委員長としての意見は貫き通したという経験もありますが、そうしたことから見ても、今回言われている件につきましては、先ほど申しましたとおりに、看過できないほど過激な言葉であったのかどうかということに照らしてみれば、私はそこまで違反に当たらないと思っております。

例えば、我々日本人の思考力に大きな影響を与えていると言われている論語ありますね、中国の論語、論語でも「のりを越えず」という言葉がありますけれども、まさしくそのとおりだと思います。人間として越えてはいけない領域まで踏み込んだ発言だったのかどうかということもきちんと見るべきだ。私はそのように思い、この言葉に対しては、のりを越えるほど明確な過激な言葉ではないと、私の意見はそういうことです。

○委員長（藤原 正伸君） 具体的な基準がいろいろと示されて、大変活発になってきてよいかなというふうに思ってます。

大分具体化しましたよね。適正から始まって。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） それでいいんだと思いますよ。私、渕本委員の見解、半分以上、賛成ですよ。問題は、過激な言葉を使っているかどうかじゃないんですね、この場合。かなりもう一步、かなり長い時間でおしゃべりしました。事実と違う発言が、つまり虚偽的な発言が結構ありますよ、パブコミについても。委員会の進行についても、聞いた人が間違えてしまうような、誤解を与えてしまうような、かなり虚偽に近い発言がたくさんたくさんありますよ。パブコミだけでも7か所もありますよ。

丸投げのところでも、3か所も4か所もありますよ。5か所も6か所もありますよという虚偽の発言があるんですよ。つまり小さいことと言うと、条例改正、虚偽ですよ、これ。うそですよ。条例案の修正をテーマにしている。条例改正をテーマにしているんじゃないよ。これちっちゃく。しかし、これはうそです、虚偽です。条例改正がテーマじゃありません。

パブコメについてもそうですよね。幾つかのはっきり明確な虚偽の適時がありますよ。というようなことなんで、確かに過激な言葉やと。語弊があります。分かりませんがね。そういう乱暴な言葉や、あまりにも醜いげつないような誹謗中傷的な言葉は確かにないと思います。

しかし、そこにうそがあっちゃいけませんね。幾ら丁寧な敬語を使ったところで、その内容が虚偽であればどうなるんですか。だから、表現スタイルを言っているんじゃないでしょう。話してる内容が、ファクトかどうか、事実かどうか。そのファクトチェックをしているんですよ。ファクトチェックしたら、かなり虚偽的な、あるいは誇大解釈というんですかね、拡張、最後、僕言いましたよね。意見をあなた言っているんですよ。私の採決をあなたに委ねますよというような、そういう事例は、そのこと自体、私賛成するぐらいまともな意見ですよ。でも、それは、松井議員の意見と同率だという意味で使われているとすれば、それはほとんど聞いた人に錯覚を与える。非常に問題のある事例、例示、こういうふうになるんですよ。

だから、言葉の過激性を言っているんじゃないんですね。言葉の持っている事実性、ファクト性に非常に問題がある発言が多々、多々、多々あるんじゃないかというのが、12.25の議事録を読んだ感想なんです。

だから、そこらをきちんとファクトチェックをすれば、はっきりしていると思います。1か所、2か所じゃありません。10か所以上ありますよ。こんなことが、議員は、一番大事なのは言論の自由あります。しかし、その自由のためには、きちっとEBPM、エビデンスに基づいた、根拠に基づいて発言する。そのことについて責任を負う、これが前提じゃないですか。

だから、その発言に根拠がある。これが議員が最低限守らなければならない義務ですよ。この義務抜きに議員の発言の自由なんかあり得ません。なので、吉田議員の12月25日の発言の事実性を私一々チェックしましたよ。その結果、以前申し上げました。かなりの事実誤認、ましては人に誤解を与える非常に問題ある発言が多々多々ある。これが議員の倫理に違反しなくて、何に違反するんだと。議員の一番大切なことでしょう。うそを言わない。

乱暴な言葉を使わないのは議員として大事ですよ。だけどもっと大事なのは、うそをつかない、虚偽を言わない、EBPM、根拠のない発言はしない。というのは一番大事な倫理じゃないでしょうか、ということで申し上げたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 当然、虚偽に基づく発言によって、人の名誉を傷つけたら、それは倫理違反だというふうに思います。

そこで、私、12月25日の議事録を見てるんですけど、当然、吉田さん、虚偽という言い方は言い過ぎで、単純錯誤に基づく発言もあります。例えば、条例の改正という発言の制定なんですけど、

それは単純な言い間違いです。それを虚偽と言われては何も発言ができなくなってしまうです。

パブリックコメントの手続に関しても、確かに勘違いはありますが、それが虚偽と言えるほどの程度なのか、悪意を持ってうそを言っているのか。そこは、それこそそれをファクトチェックしなければいけないと思いますし、単純な勘違い、条例文の間違いであれば、それは錯誤として認められるべきだと思いますので、どの部分が虚偽なのか、どの辺が錯誤なのかというのは明確にするべきなのかなと思っています。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 虚偽というのは、主観的に意図的に言ったから虚偽、言ってないから虚偽という意味ではないんですよ、私の言っているのはね。客観的に事実ではないという意味で、虚偽と言ってるだけで、本人が意図的に言っているかどうか、それは関係ないと思うんです。だから、錯誤であっても、曲解であっても、解釈の違いであっても、何であってもいいんですよ。ただ、それが事実かどうか、間違っていないかどうかだけです。

本人の意識は、意図的にしたら、これ問題でしょうけど、意図しなくても、意図するしないにかかわらず、議員としては根拠のある発言でなければ責任を問われるんです。錯誤だから許される、感じていたから、これは私、責任ありませんねでは済まないんですよ。勘違いであろうと、読み違いであろうと、誤りは誤り、事実でなければ事実ない。それだけの厳しさが議員の発言には問われるんですということで、虚偽というのは、主観的なものじゃないですよ、私は客観的に、ほかにどんなことがある。事実でないという言葉で言えばいいんですかね。ほかにいい概念があれば使ってもらったらいいんですが。

つまり事実でない、ファクトでない、事実を適時しているというところが、随分あるなど、こういうことを言ってるわけですよ。主観は問うてません。

○委員長（藤原 正伸君） そうですね。根拠のない非難とか、あるいは誤解を招く表現だとか、その線引きがそれぞれどこに引いていくかというのが、またこの後問題になるかと思いますが、ざっくり言うと、そういうもの、虚偽という発言から始まりましたが、結局、正確性であるとか、それから発言の公正性であるとかいうことからすれば、やはり一定程度、確かな根拠に基づいた発言を議員は当然求められている。

それは、要するに一般の市民社会の中で発言するのは立場が違うという、この前提は、当然議員倫理条例が射程にしている範疇だろうというふうに思いますね。だから、どの程度の根拠を持って発言したのかということは、また1つ、当否の判断の基準にはなってくるかなというふうには考えますが、いかがでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） その点で、1点だけ申し上げたいと思います。

6月3日に藤原委員長がおっしゃいました。要するに、委員会の審査会の基本的な精神、基本的な立場、どうあるべきかということで、正確に再現できるかどうか分かりませんが、個人の名誉毀

損なんてどうでもいいじゃないかと。問題は、どうでもいいと言わなかったですね。大事なのは議会の信頼、市民への信頼、これが一番大事なんだと。政治倫理基準はそれなんだと。だから、議会の秩序を守る、あるいは議会への信頼を守ることが一番大事なんで、議会の中で、委員会の中で虚偽発言がどんどん飛び交うような、それが誰かの名誉を傷つけていようとしないと、それ自体が問題にされるべきではないかという発言がありました。

私は、そりゃそやなということで、あまり1人の責任を追及することに、この審査会の意義が、基本的にあるとは思いません。そこには目的はないでしょうと。これは藤原委員長おっしゃったとおりで、やはり我々としては、そういうものを題材としながら、しかし、議会の機能を市民の信頼に足るところまできちっと回復する。その言動には市民の信頼が寄せられる。つまりうそは言っていない。EBPMUに基づいてきちんとした根拠のある発言をしているという辺りは、誰の名誉を傷つけていようとしまいと、一番大事だろうと、こういう意味の委員長の発言について、それをこの審査会の基準だなど、それ強く思いましたので、それだけ申し上げておきます。

○委員長（藤原 正伸君） ぜひそのようにお考えいただければうれしいです。

大分時間が迫ってきているんですけども、いかがでしょうか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 言論あるいは表現の自由、これ吉田議員も聴取のときにおっしゃったと思うんですね。地方議会というのは、国会とは異なって、免責特権もなく、その表現によっては名誉毀損、あるいは刑法上の犯罪、民法上の不法行為に該当する可能性がありますよというようなこともおっしゃったと思うんですよ。

やっぱりその論評が、公共性、公益性、横尾委員もおっしゃいましたけども、その論評が真実であるかどうか。そして、その発言が、表現の過激さとか、好き嫌い、そんなんは別にしてですよ。やっぱり真実性ですよ。証明ができるかできないかということと、その発言によって受ける影響がどうかというようなところが、やっぱり慎重に判断すべきところだろうというふうに思っております。

だから、言論・表現の自由についても、表現の自由というのは無限界ではなくて、やっぱり一定の限界があるということは申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

まさに両極ですね。表現の自由と、それから、そこから生じる影響、不利益、その均衡をどう図ろうかという判断が必要になるということなんですけれども。

御意見ありますか。

もし、よろしければ、一旦一通りよろしいですかね。

引き続き吟味していくつもりでおりますので。冒頭申し上げましたとおり、この意見の出し合いを29行、30行と続けまして、全体としての論点を整理しながら、最終結論に結びつけていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

大分冒頭よりは議論は深まってきつつあるというふうに思っております。今回、中2日でしたか。前回の審査会から中2日、委員の皆様はかなり負担をかけたように思います。前回の会議の内容の整理等々、これまでの会議録を読んでいただく時間はあったんですけども、今回は全くございませんで、大変そういう意味では御不便をおかけしたと思いますので、最低1週間は取らなきゃいけないかなというふうに思っております。

そのように考えたときに、実は条例上60日以内に議長に報告を上げなさいということになっておりまして、その期限が6月29日というふうになっております。御了解いただけると思うんですけども、この議論を6月29日までに詰めることは、もう到底不可能ですので、一応議長のほうには遅延する旨の報告をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。それでは、議長のほうには結論は遅延するというところで、報告を一旦させていただきたいと思います。

そういう前提に立って、次回の日程をお諮りしたいと思うんですけども。実は25日とかいう辺りでも候補日はあるんですけども、今言いましたとおり、せめて議事録が上がってくる期間を考慮して、最短ですと28日が、直近で開催可能な日ということになるんですが、皆さんいかがですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） そうですか。そうしますと、次は7月1日月曜日です。大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、7月1日の午前9時ということで、日程確保をお願いできますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、そのようにお願いをします。

皆さんのほうから何か御意見ございますか。

今日の議論、7月1日ですので、また皆さんのお手元には今日の協議の中身が見れるような状況の資料が用意できると思いますので、それも踏まえていただいた上で、次回、協議を続けたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

特にございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、予定の時間が迫っておりますので、ちょうど切りのいいところですので、ここで本日の会議を終了したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

それでは、次回会議を7月1日午前9時と予定しまして、本日の日程を終了することにいたします。

これをもちまして、朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時54分閉会
